

市川市リハビリテーション協議会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、市川市リハビリテーション協議会（以下「本会」という。）と称する。

(所在地)

第2条 本会を会長の指定する所在地に置く。

(事務局)

第3条 本会に事務局を置く。

2 事務局は、会長が指定する施設とする。

3 事務局の構成、任務、その他必要な事項は、理事会が別に定める。

(目的)

第4条 本会は、市川市のリハビリテーション専門職種（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）等の情報交換、連絡及び協議をしながら連携体制を構築していくことで、市川市内のリハビリテーション活動の円滑な推進と発展を図り、市川市民の健康と福祉の充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 市川市内のリハビリテーションの推進と発展を図るための情報交換及び協議に関すること。
- (2) 市川市民の健康と福祉の向上のための地域支援事業等に関すること。
- (3) 市川市内のリハビリテーションの普及啓発に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するためのリハビリテーション事業に関すること。

第2章 会員

(会員)

第6条 本会は、次の会員を置く。

- (1) 正会員 市川市内に勤務し、又は住所を有し、かつ、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資格を有している者。又は市外であっても以下の基準の①～②のいずれかに該当し、かつ理事会で承認を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格を有している者。

①市川市内での地域活動の貢献実績があり、今後も当会への貢献・支援希望がある。

②市川市内のご利用者に対しての実務が継続的にあり、当会への貢献・支援希望がある。

- (2) 賛助会員 本会の運営を援助する個人又は団体。

(入会)

第7条 前条第1号に規定する者が本会に入会しようとするときは、所定の入会申込書（様式第1号）に年会費を添えて、会長に提出しなければならない。

2 前条第2号に規定する者が本会に入会しようとするときは、所定の入会申込書（様式第2号）に賛助会費を添えて、会長に申し込み、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 正会員は、本会の定める年会費（1,000円）を納入する。

2 賛助会員は、本会の定める賛助会費（年5,000円）を納入する。

（会員名簿）

第9条 会長は、会員氏名、住所、勤務先等を記載した会員名簿を作成し、事務局が保管する。

- 2 会員は、氏名、住所、勤務先等を変更したときは、所定の変更届（様式第3号）を速やかに会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、総会等の召集や運営に当たり必要な場合は、理事会の承認を得て、会員名簿を本会と協力関係にある団体に提供することができる。

（退会）

第10条 正会員は、次の各号に掲げる場合に本会を退会する。この場合、第3号に掲げるときを除き、事務局に退会の旨を届け出なければならない。

- (1) 第6条第1号の要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 本人が退会を申し出たとき。
 - (3) 本人が死亡したとき。
- 2 賛助会員は、次の各号に掲げる場合に本会を退会する。この場合、第2号に掲げるときを除き、所定の退会届（様式第4号）を会長に提出しなければならない。
- (1) 本人又は団体が退会を申し出たとき。
 - (2) 本人が死亡したとき。

（除名）

第11条 会長は、本会の名誉を著しく傷つけ、又は、正当な理由なく会費を1年以上納入しないなど、本会則の規定を履行しない、若しくは、倫理に反する重大な行為があった会員を、理事会の議決を経て、除名することができる。ただし、この場合、本人に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。

（休会）

第12条 休会を希望するものは、あらかじめ休会したい旨を会長に申し出て、所定の休会届に記入し、本会事務局に提出しなければならない。休会期間中の年会費は免除され、会員としての権利を行使できない。なお当該年度の年会費の納入をもって復会とする。

第3章 役員

（役員）

第13条 本会は、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名以内
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 理事 15名以内
 - (6) 監事 2名以内
- 2 会長、副会長、事務局長及び会計は、理事として、理事の定数に含む。
- 3 理事及び監事は、総会の議決によって正会員の中から選出する。
- 4 会長は、理事の中から互選する。
- 5 会長は、副会長、事務局長、会計を指名する。
- 6 副会長、事務局長及び会計は、兼務可能とする。

（職務）

第14条 役員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。また、副会長が2名いる場合は、あらかじめどちら

か1名を職務代理者に指名する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- (3) 事務局長は、本会の庶務を統括する。
- (4) 会計は、本会の会計業務を行う。
- (5) 理事は、本会の業務を分掌し、正会員とともに事業を行う。
- (6) 監事は、本会の会計及び業務を監査する。

(任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の途中で役員に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一つに該当する場合は、任期の途中であっても、理事会の議決を経て、解任することができる。ただし、この場合、本人に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反又はその他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第4章 顧問

(顧問)

第17条 本会は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、専門的な事項に関して、会長に必要な助言を与えると同時に、重要な会務について、会長の諮問に応える。

3 顧問は、総会及び理事会の議決に加わることはできない。

4 顧問への報酬は、年10,000円とする。

第5章 会議

(会議)

第18条 本会の会議は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、役員をもって構成する。

3 第2項に定めるもののほか、会長は、必要に応じ、関係者に対し会議への出席を求めるものとする。

第6章 総会

(召集及び開催)

第20条 総会は、定時総会と臨時総会とし、それぞれ会長が召集する。

2 定時総会は、毎年1回開催する。

3 定時総会の方法（対面、オンライン、書面など）は、情勢に応じて理事会で決定する。

4 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催する。

(付議事項)

第21条 次の各号に掲げる事項は、総会で議決しなければならない。

- (1) 理事及び監事の選出
- (2) 各会計年度の予算案

- (3) 事業計画
- (4) 本会則の変更
- (5) 本会の解散

2 次の各号に掲げる事項は、総会に報告しなければならない。

- (1) 各会計年度の決算
- (2) 会務及び事業報告
- (3) 寄付を受けた金品の収受及び使途
- (4) 基本財産の構成及び処分
(定足数及び議決要件)

第22条 総会の議長は、出席した正会員から1名選出する。

第23条 総会は、全会員の過半数の出席及び委任状により成立する。

第24条 会議の議事は出席者の過半数の賛成により決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、本会則の変更及び本会の解散については、第11章に定めるところによる。

第7章 理事会

(召集及び開催)

第25条 会長は、必要な場合に、理事会を召集し、その議長となる。

2 理事の過半数又は監事の全員から理事会召集の要求があったときは、会長は、速やかに理事会を召集する。

3 理事会は、理事の1／3以上の出席がなければ開くことができない。

(付議事項)

第26条 各条に定めるほか、次の各号に掲げる事項は、理事会で議決しなければならない。

- (1) 総会の召集及び総会に付議する事項
- (2) 総会で承認された事項の執行に関する事項
- (3) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 応急処分に関する事項
- (5) 会計に関する事項
- (6) 事業計画及び事業報告
- (7) 寄付を受けた金品の収受及び使途
- (8) 基本財産に関する事項
- (9) 本会発展のための新規事業
- (10) 総会の委任を受けた事項
- (11) その他本会の運営に関わる重要な会務

2 会議の議事は、出席者の過半数の賛成により決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第8章 組織

(部局の設置等)

第27条 本会は、第5条に掲げる事業を行うため、正会員で構成する部局を置く。

2 部局の組織及び運営に関する必要な事項、並びに重要な職の任命については理事会の議決により別に定める。

(守秘義務)

第28条 会員は、部局の活動により得られた情報については、当該提供者が予め秘密であると表示し

- た事柄については、部局での利用に限定するものとし、当該情報を秘密として保持しなければならない。
- 2 退会後や協議会の解散後も、当該情報を秘密として保持しなければならない。

第9章 会計及び財産

(会計)

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第30条 本会の経費は、次の各号に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 事業収入
- (3) 寄付金
- (4) 前年度の繰越金
- (5) その他の収入

第31条 各会計年度末の総収入から総支出を引いて残余があれば、繰越金として次会計年度の収入に編入する。

第32条 使途を決めて寄付を受けた金品は、その用途に用い、使途を決められていないものは、理事会の議決を経て使途を決める。

(会計監査)

第33条 各会計年度の決算は、監事の監査を経て、総会で報告されなければならない。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第34条 当会は、公正で開かれた事業を推進するために、その活動状況、運営内容、収支書類等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(個人情報の保護)

第35条 当会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

第11章 会則の変更及び本会の解散

(会則の変更)

第36条 本会則を変更しようとするときは、理事会の発議により、総会の出席者の3分の2以上の賛成によって議決しなければならない。

(本会の解散)

第37条 本会を解散しようとするときは、理事会の発議により、総会の出席者の3分の2以上の賛成によって議決しなければならない。

第12章 補則

(設立年月日)

第38条 本会の設立年月日は、平成29年5月27日とする。

附則

(施行期日)

- 1 本会則は、平成29年5月27日より施行する。

(準備行為)

- 2 本会設立当初の会計年度は、第26条第1項の規定にかかわらず、本会の準備委員会の活動期間である平成29年3月21日から同月31日までを含む。

附則

- 1 本会則は、平成30年6月2日より施行する。

附則

- 1 本会則は、令和元年5月18日より改正施行する。

附則

- 1 本会則は、令和3年5月29日より改正施行する。

附則

- 1 本会則は、令和5年5月20日より改正施行する。

附則

- 1 本会則は、令和7年5月31日より改正施行する。